

事務連絡  
平成27年 8月 4日

各 〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中  
〔特別区〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

健康食品の原材料として使用された成分（2,4-ジニトロフェノール（DNP））の取り扱いについて

標記については、平成25年10月31日付け事務連絡にて情報提供しているところですが、今般、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が、2,4-ジニトロフェノール（DNP）を含有する栄養補助食品（サプリメント等）の摂取は、深刻な中毒が懸念され、死亡する場合もあるとして注意喚起した旨の情報を入手しました。

当該情報によると、英国の保健当局より、DNPを含む製品について、欧州連合（EU）の食品・飼料早期警告システム（RASFF）を通して警告があった旨報告があり、ドイツにおいてもインターネット経由で入手可能な場合があるとされています。

DNPは、工業用化学物質で、フードサプリメントや、痩身（いわゆる脂肪燃焼）を意図した製品への使用は認められておらず、医学論文によれば、経口致死量は1～3gであり、DNPは体内に蓄積すると考えられることから、これよりも低用量でも、生命に関わる深刻な影響をもたらされる可能性があり、最近では、DNPが不正に添加された製品による複数の死亡事例が複数の国で報告されている旨（以下URL参照）の情報が報告がされています。

日本におけるDNP含有食品の業としての輸入実績はありませんが、管轄の関係事業者及び消費者からの相談等に対し、健康被害を未然に防止する目的から情報提供していただくようお願いします。

なお、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）の情報については、以下URLで確認できます。

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/nahrungsergaenzungsmittel-die-dinitrophenol-dnp-enthalten-koennen-zu-schweren-vergiftungen-bis-hin-zu-todesfaellen-fuehren.pdf>（ドイツ語）

【照会先】

基準審査課新開発食品保健対策室  
担当：岡崎（内線2491）  
（電話代表）03(5253)1111  
（電話直通）03(3595)2341

(参考)

## ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) 情報の概要 (仮訳)

ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) は7月21日、DNP (2,4-ジニトロフェノール) を含む栄養補助食品 (サプリメント等) の摂取は、深刻な中毒が懸念され、死亡する場合もあるとして注意喚起した。

最近、英国の保健当局より、DNPを含む製品について、欧州連合 (EU) の食品・飼料早期警戒システム (RASFF) を通して警告があったと報告があった。ドイツにおいてもインターネット経由で入手可能な場合がある。

DNPは、工業用化学物質で、フードサプリメントや、痩身 (いわゆる脂肪燃焼) を意図した製品への使用は認められていない。

医学論文によれば、経口致死量は1~3gである。DNPは体内に蓄積すると考えられることから、これよりも低用量でも、生命に関わる深刻な影響がもたらされる可能性がある。

最近では、DNPが不正に添加された製品による複数の死亡事例が、複数の国で報告されている。